MRM 会員向け

団体総合生活保険（所得補償）

1 所得補償（精神障害補償特約付き）とは

国内外、業務中・外を問わず、病気やケガにより８日間以上就業不能になった場合にてん補期間（１年間）以内で、実際に生じた損失（就業不能期間）に応じて保険金が支払われる保険です。（骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。）
躁うつ病、統合失調症、神経衰弱などは対象となりますが、妊娠･出産･流産、アルツハイマー病、認知症、性機能障害等は対象外となります。
※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については裏面をご覧ください。

※こんな時に有効です　非常勤なので、入院中のアパート代が払えない！
※所得補償の保険料は、所得税・住民税の生命保険料控除の対象です。
＊ご加入になられる方（被保険者）は、MRM会員または会則第５条で認められた方に限られます。

2 月払い保険料と月額補償額（保険金額）

（基本級別1級、てん補期間：1年、免責期間：7日）
免 責 期 間：保険金をお支払いしない期間をいいます。
てん補期間：保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間をいいます。

＊所得補償の保険料は、月払いとなります

保険金額	基本級別1級保険料（精神障害補償特約付帯）※		
	G3:30万円タイプ	G5:50万円タイプ	G7:70万円タイプ
満　20～24歳	2,010円／月	3,350円／月	4,690円／月
満　25～29歳	2,310円	3,850円	5,390円
満　30～34歳	2,850円	4,750円	6,650円
満　35～39歳	3,540円	5,900円	8,260円
満　40～44歳	4,410円	7,350円	10,290円
満　45～49歳	5,280円	8,800円	12,320円
満　50～54歳	6,120円	10,200円	14,280円
満　55～59歳	6,480円	10,800円	15,120円
満　60～64歳	6,810円	11,350円	15,890円
満　65～69歳	10,320円	17,200円	24,080円

①保険期間：2025年７月１日午後４時～2026年７月１日午後４時（１年間）
②中途加入の方の補償開始は、申込月の翌月１日午前０時となり、補償終期は2026年７月１日午後４時となります。保険料の口座引落しは保険開始の翌月27日（27日が金融機関休業日の場合、翌営業日）となります。
③団体割引：15%（500名～999名）
④上記年齢は、団体契約の始期日の2025年７月１日時点での満年齢となります。（お支払いいただく保険料は職業・職務や年齢などにより異なります。上記は基本級別１級（医師、事務員等）の方を対象とした保険料です。）
※看護職の方でご加入を希望される場合は、総合お問合わせ先までご連絡ください。
⑤ケガ・病気によりお仕事を休まれた場合、最長１年にわたり補償いたします。なお、就業不能が始まった日から７日間については補償の対象となりません。（免責期間７日）
⑥保険期間の中途でご加入を止められる場合で、保険金をお支払いする事由が発生しているときは、未経過期間の保険料をご請求することがあります。
⑦募集期間：保険開始月の前月20日までにお申し込みください。
⑧保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢[*1]が満20歳以上の方に限ります。
＊１団体契約の始期日時点の年齢をいいます。
⑨保険料払込方法：ご指定の口座より毎月引き落とします。
⑩加入方法：「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。
【前年同等プランで更新される方】
今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き（加入依頼書のご提出等）は不要です（自動更新になります。）。
【新規ご加入の方、変更を希望される方】
「加入申込書」に必要事項をご記入・ご署名の上、≪お問い合わせ先≫の代理店へご提出ください。

＜ご加入の際の注意点＞

1. 所得補償にご加入の際には、加入依頼書（健康状態告知を含みます）の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、保険契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります（この場合、既に払い込まれた保険料は返還できません）。特に、被保険者（保険の対象となる方）の生年月日または満年齢、職業・職務、健康状態告知、他の保険契約の有無などは告知事項になりますのでご注意ください。過去の傷病歴や、現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りすることがございます。また、更新をご希望の場合も同様のお取扱いをさせていただくことがあります。
2. 補償額タイプはご加入されている公的医療保険制度による給付内容などを勘案し、国民健康保険対象者の場合、平均月間所得額[*1]の80%以内で、健康保険対象者の場合、原則50%以内でお決めください。（くわしくは取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。）実際の事故の際は所得補償保険金額が事故直前12ヶ月の平均月間所得額よりも高い時は、平均月間所得額を限度として保険金をお支払いたします（ご契約が複数ある時は、それぞれの保険金額の合計を指します）。
＊１　直前12か月における保険の対象となる方（被保険者）ご本人の所得[*2]の平均月額をいいます。
＊２「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
3. 保険申込み時にかかっているケガや病気による就業不能については保険金のお支払いの対象となりません。（ただし、新規ご加入時の保険期間（ご契約期間）開始後１年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。）

＜ご加入後の注意点＝通知義務＞ ＊下記変更が生じましたら速やかに取扱代理店へご連絡願います
（ご通知がない時は、保険金の支払額が削減されることがありますのでご注意ください。）
1. 被保険者の職業・職務が変更となる時
※保険期間の中途において被保険者の平均月間所得が加入時の額より減少した場合には、取扱代理店にご連絡の上、保険金額の見直しにつきご相談ください。
※次回更新時の注意事項：保険金請求状況や健康状態によっては、次回以降ご加入の更新をお断りすることがあります。
更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

3 団体総合生活保険　補償の概要等

保険期間：１年

ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

【所得補償】

病気やケガによって所定の就業不能になった場合＊１に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。
【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治ゆした後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。
＊１ 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします。骨髄採取手術に伴う入院補償特約が自動セットされます。

この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約＋精神障害補償特約（所得補償用）	病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間＊１を超えた場合 ▶ 保険金額（月額）に就業不能期間（月数）＊２を乗じた額をお支払いします。 ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額＊３を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊１ 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。）。 ＊２「てん補期間＊４内の就業不能の日数」をいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、４日を加えた日数をいいます。）。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、１か月を30日として日割りで計算します。 ＊３ 免責期間＊１が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得＊５の平均月額をいいます。 ＊４ 同一の病気やケガによる就業不能＊６（または骨髄採取手術による就業不能）に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間＊１終了日の翌日からの期間）のことをいいます。原則として１年または２年となります。 ＊５「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 ＊６ 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。	・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業不能（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ・**無免許運転や、酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠または出産による就業不能 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能（精神障害補償特約（所得補償用）がセットされているため、所定の精神障害についてはお支払いの対象になります。） ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能＊１＊２ ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて１年を経過した日の翌日の午前０時時点で既に発生している就業不能 等 ＊１ 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から１年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。 ＊２ 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態＊１をいいます。
※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
＊１ 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
＜ご注意＞
各種サービスのご案内は別紙をご確認ください。
現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト　自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1: 24時間365日
0120-708-110
*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談
常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト　自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間：
（いずれも 土日祝・年末・年始を除く）
・電話介護相談　：午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介：午前9時～午後5時
0120-428-834

電話介護相談
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス
情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2
「家事代行」「食事宅配」「在宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート　自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間：
（いずれも 土日祝・年末・年始を除く）
・法律相談　：午前10時～午後6時
・税務相談　：午後　2時～午後4時
・社会保険に関する相談：午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供　：午前10時～午後4時
0120-285-110

法律・税務相談
提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談
公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供
グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください　（各サービス共通）

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

この保険は、MRM（メディカルリスクマネジメント）研究会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてMRM研究会が有します。
＜ご注意＞
現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

《お問い合わせ先》

◇代理店　：　株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO 新宿支店（略：TNP新宿）
住所：〒151-8560 東京都渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビル8階
TEL：03-5333-1431（受付時間：平日9：00～17：00）
E-mail ：dr-support@tnp2000.jp
◇保険会社　：　東京海上日動火災保険株式会社東京新都心支店開拓第一チーム
住所：〒151-8560 東京都渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビル5階
TEL：03-3375-8595（受付時間：平日9：00～17：00）

《事故時の連絡先》

事故受付センター（東京海上日動安心110番）：0120-720-110（24時間対応）
株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO 新宿支店（略：TNP新宿）
TEL：03-5333-1431（受付時間：平日9：00～17：00）
E-mail：dr-support@tnp2000.jp

東京海上日動火災保険株式会社

＜2025年7月1日以降始期契約用＞
2025年2月作成　24TX-005740